

## 産業振興支援制度を2年間延長します

環境経済課

町では、町内に新たな事業所の設置や設備投資をした場合に助成金を交付する産業振興支援制度を2年間延長し、助成の対象となる施設設備の取得期間を平成26年1月1日までに延長しました。

### 【対象となる事業所】

次の①～⑥の全てを満たす法人または個人が対象となります。

- ①町内に事業所を有する法人または個人。  
(新たに事業所を設置する場合を含む)
- ②平成21年1月2日から平成26年1月1日までに次の投下固定資産を取得し、助成金の対象となる期間内に操業を開始した法人または個人。  
なお、操業開始とは、事業所の設置または、償却資産などを実際の事業の用に供することをいいます。  
※投下固定資産の範囲  
(1) 操業開始前3年以内に取得した土地  
(2) 操業開始前1年以内に取得した建物  
(3) 操業開始前1年以内に取得した償却資産  
(耐用年数5年未満のものは除く)
- ③新設または増設しようとする投下固定資産の総額が1千万円以上であること。
- ④町税などに未納がないこと。
- ⑤性風俗特殊営業など助成の対象とならない事業を行っていないこと。
- ⑥事業を行うにあたり、法令および条例などに違反していないこと。

### 【助成内容】

投下固定資産に対して課税された固定資産税の納付相当額

### 【助成期間】

操業開始後、初めて固定資産税が課税された年度を含めて3年間

### 【申請手続】

操業開始後、速やかに「産業振興支援事業者指定申請書」を環境経済課へ提出してください。

なお、固定資産の取得時期もしくは操業開始の時期、または事業内容により助成の対象とならない場合がありますので、詳しくは環境経済課までお問い合わせください。

【問合先】環境経済課

## 消防団員募集

～あなたの力を消防団に～

総務課

消防団員は、「わがまちを災害から守る」という使命感のもと、さまざまな仕事を持ちながら、地域の防災リーダーとして幅広い活動を行っています。地域の安心・安全を守り、災害のないまちづくりのために、ぜひあなたの力をお貸しください。

### 【主な活動】

#### ○災害活動

火災、地震、台風などの災害が発生した場合には、消防署と連携して、消火活動や救出活動などを行い、住民を守っています。



#### ○予防広報活動

年末夜警や火災予防週間中に広報活動を行い、火災予防の呼びかけを行っています。

#### ○地域の防災リーダー

住民一人ひとりの防災力を高めるために、各地域の自主防災訓練の指導を行っています。

#### ○平日頃の教育・訓練

防火・防災活動には、専門的な知識と技術が必要です。消火技術や応急救護訓練を通じて、平日頃から消防団の災害活動力を高めています。

### 【入団資格】

- ・笠松町内に在住、または在勤している方
  - ・年齢が18歳以上の方
  - ・地域防災への熱意があり、健康な方
- ※女性の方も歓迎します。

### 【団員の身分】

- ・非常勤特別職の地方公務員です。
- ・年間の報酬額(一定の額)が支給されるとともに、災害や訓練などの活動に対して、手当が支給されます。
- ・活動に必要な被服などは貸与されます。
- ・活動により負傷された場合には、条例に基づき補償されます。
- ・一定期間勤務し退団した場合には、退職報償金が支給されます。

【問合先】総務課